

令和5年度第8回福岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時及び場所

(1) 日時 令和5年10月11日(水) 開会 午後 2時30分  
閉会 午後 3時43分

(2) 場所 あいれふ10階 講堂

2 出席委員及び欠席委員氏名・人数

(1) 出席委員

中村 光明	城戸 武稔	高木 智代	柴田 清治	高田 茂美
下司 弘	川嶋 仁	久保 篤美	安河内 弘実	角 徹
笠 康雄	牛尾 憲一	宗 義治	甲斐 諭	馬男木 節
袈裟丸 宏二	久保田 喜一	奥村 幸一		

以上 18 名

(2) 欠席委員

中村 美佐子

以上 1 名

3 総会に附した議題及び審議の内容

別紙記載のとおり

4 動議及び提案者の氏名

(1) 動議の内容

なし

(2) 提案者

なし

5 議事録署名人に指名された委員の氏名

安河内 弘実 笠 康雄

6 書記氏名

國武 雅也

7 総会に出席した関係人の氏名

なし

8 農地利用最適化推進委員出席者

宮本 雅秀	長 泰壽	川添 雅秀	曾根寄 裕	城戸 憲一
中村 和久	大神 達雄	坂口 泰三	角 一三	福島 洋一
緒方 清文	安永 明弘	西嶋 慎二	菰田 茂孝	三笥 義則
高宮 秀之	山下 昌昭	薦田 文昭	石田 忠則	大神 伸雄
大神 常夫	三苫 一美	富田 一夫	西 康晴	

9 事務局出席者

青木 功	古島 美保	手嶋 誠二	田島 千加	國武 雅也
志藤 伸一	水清田 俊介	若松 弘恵	磯部 敦	桑野 綾子

議 長	<p>それでは、ただいまより、令和5年度第8回福岡市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>農業委員定数19名中18名が出席されており、定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>本日の議事は、議案が20件、報告事項が3件となっております。</p> <p>議事運営につきまして、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>議事に入ります前に、本日の総会の議事録署名人について、「安河内 弘実 委員」と「笠 康雄 委員」を指名します。</p> <p style="text-align: center;"><b>案件1 農地に係る事項</b> <b>議題第1号</b> <b>「農地法第3条の規定による許可申請」について</b></p>
議 長	<p>審議事項の議題第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。</p>
農地調整係員	<p>(議案第1号から第3号について、資料により説明)</p>
西部出張所長	<p>(議案第4号について、資料により説明)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありました議案について、現地調査をされた推進委員にご意見を伺います。</p>
推 進 委 員	<p>議案第1号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推 進 委 員	<p>議案第1号の圃場について9月29日に現地確認いたしました。申請地は私個人が所有する圃場に隣接しており、状況をよく知っておりますが、周辺の農地や水路に影響を与えるような問題はありません。</p>
議 長	<p>議案第2号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推 進 委 員	<p>申請地は、国道から150メートルほど入った宅地に囲まれた場所にあります。南側には幅4メートルのアスファルト舗装道が接道し、東側は高低差約2メートルの法面があり、法面の下には宅地があります。北側の入口側には、高低差約1メートルの隣地が接しています。その奥には1.5メートルの法面があり、北側に向かうにつれ西側と東側の境界が接する、先細りの土地です。</p> <p>水利委員を呼んで確認をしましたが、受水口や排水口はありませんでした。それについて申請者とお話しましたが、申請地では用水の引き込みは必</p>

		要なく、近くの川の水を利用するとのことでした。申請地は法面が耕作面積より広いのですが両側に宅地がありますので草の管理をお願いしております。
議 長		議案第3号について、担当区域の推進委員お願いします。
推 進 委 員		一度総会で承認され、その後に取り下げられたとのこと。事務局から詳しい説明がありましたように内容も以前の申請と変わりませんが、確認の意味で譲受人と10月4日に面談をしております。改めてここで頑張ろうと話されておりましたので問題はないと思います。
議 長		議案第4号について、担当区域の推進委員お願いします。
推 進 委 員		10月3日に現地を確認しました。申請地は土地改良区内にあり、今回農業委員会のあっせんで売買が決まりました。譲受人とも会いましたが今後ストックなどの花を栽培するとのことですので問題はないと思います。
議 長		事務局からの説明及び推進委員の意見をお聞きしましたが、この許可申請についてご意見・ご質問はありませんか。
		(意見・質問なし)
議 長		それでは、一括して採決を行います。 議案第1号から第4号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議 長		全員賛成ですので、議案第1号から第4号は原案どおり可決しました。
		<b>議題第2号</b> <b>「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について</b>
議 長		次に、議題第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。
農地調整係員		(議案第5号から第7号について、資料により説明)
西部出張所長		(議案第8号から第10号について、資料により説明)

議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありました議案について、現地調査をされた推進委員にご意見を伺います。</p> <p>議案第5号から第7号について、担当区域の推進委員お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>議案第5号は駐車場での許可申請です。こちらは広さが3,000平方メートル以上ありますので事前審査が必要で、隣の区域の推進委員さんにも同席してもらい今月の4日に審査を行っております。周りには隣接する田がありませんので、問題はないかと思いますが、一つだけ言わせてもらいたいのは入り口の道幅が4メートルであることです。先ほどの事務局の説明にもありましたようにトラック40台が出入りし、4トン車以外に10トン車も入ってくると聞いております。それで、一般車との離合ができるのか事務局にも調べてもらいましたが、通行について法律上問題はないとのことでした。</p> <p>そして議案第6号ですが、ここはとにかく広くて7ヘクタール以上あります。当然審査が必要で、9月27日に隣の地区の推進委員さんにも同席していただき審査を行いました。ここは特定流通業務施設になるということで、何度も地権者との話し合いは持たれており、地権者の方はみなさん納得されていると聞いております。農事組合長さんにもお話をうかがいましたが、全員納得されているとのことです。事前審査の時も全員で1時間以上かけて現地を見て回り説明を受けました。広いということはありませんが、特に問題はないと思います。</p> <p>続いて議案第7号ですが、これは一時転用ですが、写真にもありますように今回の転用案件の流通施設と川の間土手に軽トラ1台分ぐらいの幅の道がありますが、町内から市に別の道を作ってほしいと早くから要望が出されており、将来的にはここに道ができると思います。ここだけ何もしないと西側の議案第6号の流通施設と東側の川の堤との間に高低差が生じるため、高低差解消という目的で西側の流通施設と一緒に全部埋め立てておいて、先々流通施設ができれば市で道を作るという方向で話が進んでおりますので一時転用については問題ないと思います。</p>
議 長	<p>議案第8号及び第9号について、担当区域の推進委員お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>議案第8号も第9号も同じような条件の土地で、福岡市の開発行為の許可等の条例の中の範囲に定められている土地ですが、近隣は住宅地になっておりその中に畑があるような状況ですので、2件とも問題はないと考えます。</p>
議 長	<p>議案第10号について、担当区域の推進委員お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>10月1日に現地を確認しましたが、問題はないと思います。</p>

議 長	事務局からの説明及び推進委員の意見をお聞きしましたが、この許可申請についてご意見・ご質問はありませんか。
農 業 委 員	議案第6号では、かなり広い土地が転用によって農地でなくなるわけですが、小さな農地で区域指定型制度の指定区域内であっても転用できない場合があります。区域指定型制度の区域指定を行うときに、農地を持つ申請者が混乱しないような取組みが必要だと思います。
事 務 局 長	区域指定型制度における農地法の運用については、農林水産局とも協議をさせていただきます。
議 長	ほかにご意見はありませんか。  (意見・質問なし)
議 長	それでは、一括して採決を行います。 議案第5号から第10号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。  (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第5号から第10号は原案どおり可決しました。  <b>議題第3号</b> <b>「非農地証明の発行」について</b>
議 長	次に、議題第3号「非農地証明の発行」について、事務局より説明をお願いします。
農 地 調 整 係 員	(議案第11号について、資料により説明)
西 部 出 張 所 長	(議案第12号について、資料により説明)
議 長	ただ今、事務局より説明がありました、議案について、現地調査をされた推進委員の方にご意見を伺います。 議案第11号について、担当区域の推進委員をお願いします。

推 進 委 員	写真にもありますように住宅への進入路として20数年前から使われており非農地証明発行はやむをえないと思います。
議 長	議案第12号について、担当区域の推進委員お願いします。
推 進 委 員	現地を確認いたしました。写真のとおり現地は山になっております。雑木と孟宗竹が生えており、農地への再生は困難であることを確認しております。
議 長	事務局からの説明及び推進委員の意見をお聞きしましたが、ご意見・ご質問はありませんか。  (意見・質問なし)
議 長	それでは一括して採決を行います。 議案第11号及び第12号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。  (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第11号及び第12号は原案どおり可決しました。
<b>議題第4号</b> <b>「農地の権利移動に係るあっせん委員の指名」について</b>	
議 長	次に議題第4号「農地の権利移動に係るあっせん委員の指名」について、事務局より説明をお願いします。
西 部 出 張 所 長	(議案第13号から第18号について、資料により説明)
議 長	ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  (意見・質問なし)
議 長	それでは、一括して採決を行います。 議案第13号から第18号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。

		(全員挙手)
議	長	全員賛成ですので、議案第13号から第18号は原案どおりで可決しました。
		<b>議題第5号</b> <b>「埋立許可申請に関する意見」について</b>
議	長	次に議案第5号「埋立許可申請に関する意見」について事務局より説明をお願いします。
農地調整係員		(議案第19号について、資料により説明)
議	長	ただ今、事務局より説明がありました、議案について、現地調査をされた推進委員の方にご意見を伺います。 担当区域の推進委員をお願いします。
推進委員		先ほど説明した議案第7号の一時転用を行うために必要な行政手続きです。問題はないと思います
議	長	事務局からの説明及び推進委員の意見をお聞きしましたが、ご意見・ご質問はありませんか。
		(意見・質問なし)
議	長	それでは、採決を行います。 議案第19号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます
		(全員挙手)
議	長	全員賛成ですので、議案第19号は原案どおりで可決しました。
		<b>議題第6号</b> <b>「福岡市農用地利用集積計画（利用権設定事業）」について</b>
議	長	次に議案第6号「福岡市農用地利用集積計画（利用権設定事業）」について事務局より説明をお願いします。

農地利用推進係長	(議案第20号について、資料により説明)
議 長	<p>ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>それでは、採決を行います。</p> <p>議案第20号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第20号は原案どおりで可決しました。</p> <p>次に報告事項につきましては、書面による報告とし、説明は省略していますが、何かご意見・ご質問はありませんか。</p>
議 長	<p>(意見・質問なし)</p> <p>その他、ご意見・ご質問等がないようであれば、これで本日予定しておりました議事は全て終了しました。</p> <p>円滑な進行にご協力いただきありがとうございました。</p> <p>それでは、これで、令和5年度第8回福岡市農業委員会総会を閉会します。</p> <p>なお、次回の総会は、令和5年11月10日金曜日あいれふ10階講堂での開催を予定しております。よろしくお願いいたします。</p>